**福山市介護予防・生活支援サービス事業　訪問型サービス（短期集中予防サービス）実施要綱**

（事業の目的）

第１条　福山市介護予防・生活支援サービス事業　訪問型サービス（短期集中予防サービス）（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）を対象として、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、その者の居宅を訪問し必要な相談・指導等を実施することで、利用者がその居宅及び住み慣れた地域において自立した生活機能を維持し、活動的で生きがいのある日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は福山市とする。

（対象者）

第３条　事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とする。なお、事業実施に当たっては、地域包括支援センターが、当該要支援者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

２　事業対象者とは、６５歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

（事業の内容）

第４条　この事業は３か月６回を１期間とし、適切なケアマネジメントに基づいて適切な専門職が対象者の居宅を訪問し、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施するものとする。

（事業の委託）

第５条　市長は、高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実施が可能な法人等であって、事業が円滑かつ適正に運営できる事業所を有するもの（以下「受託機関」という。）に委託するものとする。

（委託料）

第６条　委託料は、別表のとおりする。

（受託機関の責務）

第７条　受託機関は、サービス提供開始前にサービス担当者会議に出席しなければならない。

２　受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な職員を配置しなければならない。

３　受託機関は、実施する曜日、時間帯を事前に届け出たうえで事業を実施しなければならない。

４　受託機関は、従事職員に自身の清潔保持と健康の管理に努めさせなければならない。

５　受託機関は、事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに、受託機関が責任をもって対処しなければならない。

６　受託機関は、受託区域内の地域資源の把握に努め、利用者に適当な情報提供をしなければならない。

７　受託機関は、事業の趣旨に則り事業運営を行い、事業終了後に利用者が住み慣れた地域の中で、公的サービスの利用や自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。

（利用者の責務）

第８条　利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託機関に連絡しなければならない。

２　利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければならない。

（利用者負担）

第９条　この事業の利用者負担は、無料とする。

（地域包括支援センターの責務）

第１０条　地域包括支援センターは申出者に対し、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、介護予防ケアマネジメント（アセスメント、介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス担当者会議の実施）を行い、事業の利用調整を行なわなければならない。

２　地域包括支援センターは、事業参加に係る問診をした結果、事業参加により病状の悪化が予想される等、医師の判断が必要な場合は、介護予防検査票を申出者に対し発行し、受診を促し、その結果を確認した後にサービスの利用調整を行なわなければならない。

３　地域包括支援センターは、受託機関から事業の報告を受けた後、再度利用者に対しアセスメントを行い、その後必要とするサービスの利用調整を行うものとする。

４　地域包括支援センターは、事業を終了した日の属する月の翌月からモニタリングを実施した場合、最長３か月間介護予防ケアマネジメント費を請求することができる。ただし、他の介護保険サービスの利用等でこれを請求する場合を除く。

（個人情報の保護）

第１１条　受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（再委託の禁止）

第１２条　受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。

（関係機関との連携）

第１３条　市、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

２　地域包括支援センター、受託機関は必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図るものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

　附　則

この要綱は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

この要綱は、２０１５年（平成２７年）６月１日から施行する。

この要綱は、２０１６年（平成２８年）４月１日から施行する。

この要綱は、２０２０年（令和２年）４月１日から施行する。

この要綱は、２０２１年（令和３年）６月１日から施行する。

この要綱は、２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。

この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

　委託料は、次の基準額とし、利用者１人につき１回当たりの金額を実施回数に応じて支払うものとする。

２　走島町及び山野町の利用者への実施に当たっては、前項に定める基準額とは別に加算するものとする。

３　利用者から第８条に定める連絡があった場合又は何らかの事情等により本事業が実施されなかった場合に当たっては、委託料の支払いは発生しないものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準額  （利用者１人につき１回当たりの委託料） | | ４，９００円 |
| 加算 | | １回の往復につき |
|  | 走島町 | ３，７６０円 |
| 山野町 | ３６０円 |